

基本仕様書

1 業務の名称

業務名は、「平成 28 年度全国高等学校総合体育大会バスケットボール競技会場設営等委託業務」（以下、「業務」という。）とする。

2 業務の場所

競技会場	所在地
広島サンプラザ（ホール）	広島市西区商工センター3-1-1
広島県立総合体育館	広島市中区基町 4-1
広島市安佐北区スポーツセンター	広島市安佐北区深川 2-50-1
広島市東区スポーツセンター	広島市東区牛田新町 1-8-3

宿 舎	所在地
広島サンプラザ	広島市西区商工センター3-1-1

3 業務委託期間

(1) 広島サンプラザ（ホール）

1) 設営期間

平成 28 年 7 月 26 日（火） 9 時～7 月 26 日（火） 21 時

2) 保守・管理期間（リハーサル・研修会・開会式・大会期間）

平成 28 年 7 月 27 日（水） 9 時～8 月 5 日（金） 閉会式終了時

※ 7 月 27 日（水）はリハーサル、7 月 28 日（木）～29 日（金）は研修会、30 日（土）は開会式

3) 撤去期間

8 月 5 日（金） 閉会式終了後(15 時頃)～平成 28 年 8 月 5 日（金） 17 時

(2) 広島県立総合体育館

1) 設営期間

平成 28 年 7 月 30 日（土） 16 時～7 月 30 日（土） 24 時

2) 保守・管理期間（大会期間）

平成 28 年 7 月 31 日（日） 9 時～8 月 2 日（火） 競技終了時

3) 撤去期間

8 月 2 日（火） 競技終了後(17 時頃)～平成 28 年 8 月 2 日（火） 20 時

(3) 広島市安佐北区スポーツセンター

1) 設営期間

平成 28 年 7 月 29 日（金） 9 時～ 7 月 29 日（金） 17 時

2) 保守・管理期間（大会期間）

平成 28 年 7 月 30 日（土） 9 時～ 7 月 31 日（日） 競技終了時

3) 撤去期間

7 月 31 日（日） 競技終了後(17 時頃)～平成 28 年 7 月 31 日（日） 20 時

(4) 広島市東区スポーツセンター

1) 設営期間

平成 28 年 7 月 29 日（金） 12 時～ 7 月 29 日（金） 21 時

2) 保守・管理期間（大会期間）

平成 28 年 7 月 30 日（土） 9 時～ 7 月 31 日（日） 競技終了時

3) 撤去期間

7 月 31 日（日） 競技終了後(17 時頃)～平成 28 年 7 月 31 日（日） 20 時

(5) 広島サンプラザ

1) 設営期間

平成 28 年 7 月 26 日（火） 9 時～ 7 月 26 日（火） 17 時

2) 保守・管理期間

平成 28 年 7 月 26 日（火） 17 時～ 8 月 5 日（金） 15 時

3) 撤去期間

平成 28 年 8 月 5 日（金） 15 時～ 8 月 5 日（金） 20 時

4 業務内容

本業務は、平成 28 年度全国高等学校総合体育大会バスケットボール競技の円滑な運営に必要な物品の貸借及び会場設営業務等を行うものであり、豊富な実績を有する受注者の知識と経験を活かし、本大会の主旨が十分活かされるよう細心の注意を払い、業務を遂行するものとする。

(1) 会場設営等に関する打ち合わせ及びアドバイス

会場設営等に関して事前に現地確認を行うとともに、発注者と綿密な打ち合わせを行うこと。

また、その際、同等以上のイベントを設営した経験のある者が対応するとともに、経験を活かした多角的なアドバイスをすること。

(2) 各種図面の作成

物品一覧表をもとに、事務局と打ち合わせを行い、施設ごとの図面・全体図面を作成し、提出すること。

(3) 仮設物等の設営・撤去

① 発注者と協議の上、委託契約約款第 6 条に定める実施計画書を策定し、発注者が指示する位置に、仮設物・物品・設備機器等を設置すること。

② 設営にあたっては細心の注意を払い、円滑かつ効率的な業務遂行に務め、仮設物等が即時使用可能な状態にすること。

また、使用期間中は常に保守管理を行い、円滑な大会運営が行えるようにすること。

なお、大会終了後は、発注者の指示により速やかに撤去すること。

③ 設営期間中は、トラブルや事故がないよう安全対策を施し、注意して施工すること。

また、既存の施設を傷つけないよう配慮すること。

④ 設営・撤去に伴う施設内車両使用の時間帯は、発注者が指定する他業業務者と事前調整を行い、その結果を発注者に報告し確認を受けること。

⑤ 指定された仮設物、物品、設備機器等の設営が完了したときは、直ちに発注者に報告し確認を受けること。撤去が完了したときも同様とする。

⑥ 設営開始から撤去が完了するまでは、現場責任者または、管理者を会場に常駐させ、正確な維持管理を行うとともに、夜間及び荒天時の緊急事態にも、早急に対応可能な体制をとること。

⑦ 受注者は、災害、事故の発生が予測される場合、発注者の指示を受け、臨機の措置をとること。

また、不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の責任において、受注者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに発注者に報告すること。

なお、その措置の内容について発注者から指示があった場合は、速やかにその指示に応じること。（これに伴う費用については、別途協議する。）

⑧ 大会終了後、仮設物を撤去し、会場設営に際して移動した資材、物品等を現状に復するものとする。

また、撤去にあたって廃棄物等が出る場合は、受注者の責任及び経費負担により処分すること。

⑨ 看板、案内板の製作・設置にあたっては、発注者が指示したもの以外についても安全上、ホスピタリティ（おもてなし）の観点から必要と思われるものについては、発注者と協議の上、製作・設置すること。

(4) 会場仮設物設営・レンタル物品

仮設物設営、準備物品及び数量は、別紙1の特記仕様書、別紙2の会場仮設物設営及び物品一覧のとおりとする。

仮設物、物品に製品の指定がある場合は、当該製品又は同等品以上で新品同等品とすること。

5 設営、撤去にあたっての留意事項

(1) テント設営・撤去の際に競技会場を傷つけないよう養生をして作業を行うこと。

- (2) テント・机・椅子等の屋外設置物については、風雨による飛倒壊の無いよう、確実に補強を施し、風雨対策を施すこと。また、補強をする場合は、既存の構造物等に破損の無いように養生を施すこと。
- (3) 発注者及び施設既存備品と受注者が調達した備品と区別できるように配慮すること。
- (4) O A機器（パソコン、プリンター、コピー機、F A X）、トランシーバー等に関して、大会期間中、万全な状態を保つこと。
- (5) 会場設営のために障害となる既存物品等の移動整理等につき、発注者の指示により協力すること。
- (6) 撤去については、発注者が指示した日時までに全て完了すること。
- (7) その他詳細は、その都度、発注者が別途指示するので対応すること。

6 安全対策について

- (1) 競技会場の仮設物及び借用物等については、強風による事故等が発生しないように転倒防止措置を適切かつ確実に施すとともに、大会期間中において適時巡回し、異常の有無の確認にあたること。
また、万一、異常を発見した場合は、発注者（現地大会本部含む。）に速やかに報告するとともに、修理等適切な措置をとること。
- (2) 来場者（選手及び監督、大会関係者、一般観客等）の安全を第一とし、交通、その他の混雑等を可能な限り予測して対策を施すこと。
- (3) 人身事故や施設損傷など、重大な事故が発生した場合は、発注者（現地大会本部含む。）に速やかに報告するとともに、適切な応急措置をとること。
- (4) 災害発生及び異常事態発生時においては、速やかに安全対策を講じるとともに、事後、必ず発注者に対応等について報告すること。
- (5) 受注者は、運営・施工に際して、あらかじめ保険によりリスクヘッジを行うこと。
- (6) 受注者は、業務を監督する責任者を定め、あらかじめ発注者に報告すること。
- (7) その他、事件・事故の防止に関しても、速やかに安全対策及びその措置を講じるとともに、事後、必ず発注者に対応等について報告すること。

7 その他注意事項

- (1) 各業務の実施にあたっては、発注者の指示に従うこと。
また、その他不明な点は、発注者の指示を受けて適切に履行すること。
- (2) やむを得ない事情で、発注者から変更の申し出があった場合、臨機応変に対応すること。
- (3) 設置準備から撤去期間中までに発生した破損紛失等は、全て受注者側の負担とすること。
- (4) 設置作業中及び撤去作業中または、受注者の瑕疵により起きた第三者への事故については、すべて受注者の責任とし、発注者はいかなる責任も負わないものとする。
- (5) 設置物の火災、盗難、破損、いたずら等の事故については、発注者の責めに帰すべき理由の場合のほか、受注者は責任を負わないものとする。

- (6) 作業中の安全を確保するとともに、通行車輛・通行人等を含め他の利用者の支障にならないよう十分な対策を講じること。
- (7) 業務に必要な保険等は、受注者が必ず加入すること。
- (8) 発注者が指示した業務以外に、契約の範囲内において別途受注者からの提案事項等がある場合は、事前に発注者と協議の上決定すること。
- (9) 会場設営において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 条）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）並びに「スポーツ庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（スポーツ庁訓令第 11 号）」に基づき、合理的配慮の提供が必要となった場合、発注者の指示に従い対応すること。
- (10) その他、この仕様書に特に定めのない事項については、発注者と別途協議すること。

8 提出書類

- (1) 契約締結時に提出するもの
 - ① 委託契約約款第 6 条に定める委託業務実施計画書
 - ② 現場責任者届
 - ③ 緊急連絡網系統図
 - ④ その他実行委員会が指示する書類
- (2) 契約後に提出するもの
 - ① 別紙 2 会場仮設物設営及び物品一覧をもとに作成した全体会場図面・諸室図面及び図面データ
なお、図面データは「.vsd」形式とする。
 - ② その他実行委員会が指示する書類
- (3) 業務完了後提出が必要な書類
 - ① 委託契約約款第 12 条に定める委託業務実施報告書
 - ② 現場撮影写真（設置前、設置作業、設置後、撤去作業、撤去後）
 - ③ その他実行委員会が指示する書類